

平成22年10月15日

滋賀県個人情報保護審議会 御中

審査請求人 (1)

## 意見陳述要旨

### < 開示請求の動機 >

私は滋賀県の教員採用試験の受験は、今年で最終となりました。現状の滋賀県では、受験年齢制限が40才未満であるからです。昨年、開示請求ができることを初めて知り、今年こそは自分の弱点を把握し、試験に挑み合格しようと決心したことが動機です。私は、通算すると臨時講師を5年経験しております。採用試験は通算7回、内4回は2次選考を受験して不合格でした。

私は途中企業に7年弱在籍した経験もありますが、数年前講師に復帰し、それ以後現職で試験を受験してきました。身分が保障される正規教員になることが目的だからです。

しかし、教育委員会から提示された資料は、「総合順位と総合得点」のみの開示であるほかは、全てが非開示でした。この事実には驚きました。また、その後の返答資料に、滋賀県では「2次選考のみ」で合否の判定をするので、「1次選考と2次選考の比重は存在しない」と書かれていました。私は2次の判定がCでした。内容は「面接」と「指導実技」だけで決定されます。しかし、日ごろ何の問題もなく授業をして生徒と接し、また校務分掌の仕事をこなしているのに、「この判定は何だ」と判定を疑わざるを得ませんでした。

滋賀県の情報公開がもっとオープンなら、私は最終受験で合格できたかもしれません。それだけに、情報公開が遅れている滋賀県の方針が残念で仕方ありません。

### < 開示請求の意義 >

採用選考で、「自分がどのように評価されている」のかを知って、次年度の対策を講じるとともに、現職で講師をするなか、生徒指導や教科指導にもフィードバックができるとも考えました。常勤講師で正規教員と同じ業務をこなし、職責をこなしている中で、この試験は正規教員としての資質を選考するものです。合否は明らかに日ごろの業務や同僚教員からの評判に影響します。正規採用されないが、長期に講師をしているし、これからもその道を歩まねばならない。講師は日常業務の評価がなく、研修制度もない。授業も正規教員と同じようにこなしているのに、採用されない。これは大きい矛盾点であります。合格して、教諭となった人でも、「自分がどうして採用されたのか分からない」と言われます。同様に不合格で、講師をしている自分も「自分がどうして採用されないのか分からない」のです。これらの疑問に返答していくためには、所見欄を含め全面開示していただく以外は方法がありません。

次年度、私は滋賀県で受験することはできませんので、他府県で受験すると思います。しかし、全面開示されることで、日ごろ気付かない自分の新たな弱点を知ることができ、試験のためだけでなく、自らの自己啓発、自己研鑽につながることは疑いないと思います。

平成 22 年 10 月 15 日

滋賀県個人情報保護審議会 御中

審査請求人 ( 2 )

## 意見陳述要旨

私は、今までに四度、滋賀県公立学校教員採用選考試験を受験している。四度とも、第二次選考で不合格となっている。私は、不合格であったこと、つまり正規の教員になるには足りないところがあるという事実を受け止め、その足りないところを日々の教育実践や生活の中で改善し、自分を磨きたい。そして、必ず正規の教員になりたいと強く思っている。そのために、教員採用選考結果の詳細な情報の開示を求めたい。

私はよりよい教員になりたい。しかし、採用試験ではなぜ不合格になったのかという説明は、不合格 A 判定（合格ラインから少し離れている）、不合格 B 判定（合格ラインから離れている）、不合格 C 判定（合格ラインから大きく離れている）の三段階でしかされない。これでは、自分の足りないところが何なのか、まったくわからない。よりよい教員になり、採用試験に合格したいが、どのように努力していいのかわからない。ぜひとも、詳しい評価を教えていただきたい。

また、私は採用試験の結果を受け入れきれないでいる。今年度、臨時講師をして三年目になる。まだまだ力量が足りないとは思っている。しかし、だからこそ日々の教育実践においては努力している。わからないことは、経験のある先生方に聞いたり、本を読んだりしている。その中で、保護者とも良い関係が築けている。この事実を考えると、採用選考不合格の結果を受け入れられない。同じように受験した人の中でも、模擬授業で試験官の質問に対して間違っただけを答えていても合格している事実がある。しかし、模擬授業で間違っただけを答えていないが不合格となった自分がある。一体どこが違うのか、自分の面接や模擬授業がどのように評価されたのか、とても知りたい。

そして、あってはならないことであるが、この個人情報の開示請求や審査会への審査請求が、今回の試験結果に関係しているのではないかという思いを抱かざるを得ない。私としては、そういったことがないということを信じたい。その証明には、選考結果の詳細な情報を開示以外方法はないと考える。受験者に対して詳細な情報を開示していくことは、受験者からの信頼を高め、さらには滋賀県の教育への信頼を高めることにつながっていくのではないかと考える。

以上のような、自分の試験での評価を知りたいという願いは、受験者の多くが抱いている。受験者に選考結果の詳細な情報を公開することは、受験者の力量を高め、滋賀県の教育の質を高めることにつながると、私は考える。

最後に、私はこの滋賀県で教員になりたい。だからこそ、教員採用選考結果の詳細な情報の開示を求める。

平成22年10月15日

滋賀県個人情報保護審議会 御中

審査請求人 (3)

## 意見陳述要旨

今回開示請求を行った動機について、意見を述べさせていただきます。

第一に、私は滋賀県で教員になりたいという強い思いをもっているからです。昨年度の教員採用試験では、初めて一次試験は合格しましたが、二次試験は不合格となり、とても悔しい思いをしました。客観的な評価から、私自身に何が不足しているのかを知り、足りない面を補うことで、よりより教師になりたいという思いから、個人情報の開示請求を行いました。しかし、開示された内容は、各試験の詳細な評価が黒塗りされたものでした。

教育委員会は黒塗りにした理由として、公開することが「受験技術」となるとしています。しかし、教員を目指す人間が不足する部分を知って、教員としての資質を高める努力して、よりより教員になろうとすることは、滋賀県の教育をよりよいものにすることにつながるのではないのでしょうか。なぜなら、教員採用試験の受験対策を行うことは、教員としての力量を高めるものであるはずだからです。

第二に、本当に滋賀県で公正な教員採用試験が実施されているかという疑問があるからです。開示請求の詳細な結果が明らかにされない中、今年こそは合格するという強い気持ちをもって、一次試験の一部免除制度を利用して、今年の教員採用試験を受験しました。しかし、一次試験で不合格という残念な結果でした。そして、二次試験の結果が発表されると、一緒に開示請求をした方も不合格という残念な結果が待っていました。この結果を知り、個人情報の開示請求をした人間は、もう滋賀県では合格できないのではないかと、とても悲しい気持ちになりました。絶対にないと信じたいですが、詳細な個人情報の結果が開示されない現状では、開示請求者に対して不利益処分が行われたのではないかとこの疑念も捨てきれません。

第三に、子どもたちのためにも、私自身に何が足りないか知りたいからです。今年度、私は県立学校で臨時講師として勤務しています。確かに、まだ私には教員として足りない部分が多くあります。だからこそ、自信をもって子どもたちによりよい教育を行うために何が不足しているのか知り、教員としての資質を高めたいと考えています。そのために、黒塗りにされた個人情報を開示してほしいと考えます。

平成22年10月15日

滋賀県個人情報保護審議会 御中

補佐人 野邑 知史

## 意見陳述要旨

多くの臨時教職員とともに働く同僚および、教員採用選考事業のさらなる情報公開を求める立場から、以下、本件公文書の公開が必要である旨の意見陳述を行います。

### 滋賀県の公立学校の現状

現在私は県内の某特別支援学校に勤務しています。私の勤める現場では、常勤講師だけで約30の方が勤務しています。常勤の教育職における比率でいいますと、約2割にのぼります。県下の公立学校を見ましても、学校基本調査等の公開されている資料をもとにすると、小・中・高等学校および特別支援学校全体を通して8パーセント弱(平成21年5月1日時の数字で881人)が臨時的任用の教職員とされています。

私の職場の話に戻りますと、常勤講師のうち7割ほどの方が今年の夏に行われた滋賀県公立学校教員採用選考試験を受験されています。今年行われた教員採用選考試験の結果、次年度の正規採用が決まった方は7人と聞いています。十数名の方が不合格通知を受け取られたこととなりますが、毎年疑問に思うことは日ごろの勤務されている姿を見ても何が合格・不合格という結果の違いにつながっているのかわからないということです。不合格となられた方の中には正規教員と変わらない力量を発揮されている方もいらっしゃいますし、何年にもわたって不合格となり(受験年齢制限があるため)受験資格を得られなくなった方もいらっしゃいます。

### 採用選考試験の結果の開示を求められるのは当然

こうした現場で働いている方が、採用選考試験の自身の結果の開示を求められることは当然のことと考えます。採用選考試験で不合格となられた方の多くは、「自分に力量がない」や「自分は教師に向いていない」といった形で気持ちを整理しようとされます。しかし、正規採用の希望がかなわない結果となった方の大半の方は、次年度も臨時講師として学校現場で勤務することになります。臨時教職員の中には、こうした正規採用はできないけれども臨時としては勤務を求められることに矛盾を感じられる方も少なくありません。たとえ臨時講師であったとしても経験を積みば分掌等の業務の責任も重くなりますし、そもそも日々の教育実践は臨時だからといって甘えることは許されないためです。“あなたには力量が足りない”という結果を受け止めながら、日々子どもたちの教育に責任を負わなければならない不安は、決して自己責任では済まされないことと考えます。教員採用選考事業の実施機関である教育委員会は、公教育の質を保たなければならない立場にあります。採用選考試験において不合格となった受験者に対して、その詳細な理由について丁寧に説明を行うのが行政の姿勢と言えるのではないのでしょうか?何の具体的な説明もなく、何年にもわたって不合格通知を出し続けるという事実は、現場では理解しがたいことと言えます。

## 仕事と受験対策の両立

学校現場が苦慮している点について、もう1点述べさせていただきます。

例年、教員採用選考試験は7月下旬から実施されます。多くの学校現場においてこの時期は、1学期末の様々な業務（成績業務や期末考査、部活の大会等）が集中し繁忙期の一つと言えます。採用選考試験に臨もうとされる臨時教職員にとって、仕事と受験対策の両立に最も苦慮される時期と言えます。

私の勤める知的障害や肢体不自由の生徒の通う特別支援学校は複数担任の学校がほとんどですので、何とか業務負担を軽減し受験対策に力を割いてもらえるように配慮することも可能と言えます。しかし小学校や中学校等の現場は一人で担任業務を行うことがほとんどであり、採用選考試験に臨まれる臨時教職員は試験直前に集中して年次有給休暇をとるなどして対策をとっているという状況があります。

いずれにしろ、これらは受験当事者や現場が職務専念義務で悩んでいる状況が存在することを示しています。正規採用に向けて、自身のどのような力量が不足しているのかを知ることができれば、日々の教育活動で自身の弱点に重点的に取り組むことができ、ひいては、職務専念義務を阻害するような状況を避けることが一定可能になるものと考えます。

現状は、子どもたちのために力を尽くそうとされる方ほど受験対策がなおざりになり、正規採用から遠ざからざるを得ないという事実があります。これは滋賀の教育にとって大きな損失といえます。

## 教員採用選考試験制度の現状

最後に、滋賀県の教員採用選考試験制度の現状について言及したいと思います。

滋賀県の教員採用選考試験には、前年度の一次選考を合格したものの二次選考で不合格と判定された者のうち県費の臨時講師として1月以上の経験を有する者は、希望により、第一次選考の「一般教養・教職教養」を免除されるという制度があります。しかし、免除された「一般教養・教職教養」の評定がどのように扱われるのかの説明は一切ありません。この制度を利用できる受験者のほとんどは、当然のこととして自身の経験が評価されるものと考え一部免除を希望するわけですが、実際には二次選考に進めない者もあり、最終合格率も高くはありません。また、教員採用選考試験の実施要項では、「選考基準」について“筆記試験等と面接の配点割合を、第一次選考は6対4、第二次選考は4対6”と明記されていますが、各試験項目の配点等は公表されていません。近年、教員採用選考試験に係る選考基準等の公文書の公開が全国的に広がっており、同様の情報が開示されている他県で事業の運用に何ら支障が生じていないことを見ても、滋賀県は非常に閉鎖的な状況にあります。

こうした中、今回の個人情報開示請求を行ったことによって、小論文の答案用紙の誤廃棄が明らかになりました。また私は別途、滋賀県の教員採用選考試験における行政文書の開示請求を行っています。本年3月に行った開示請求において「一部不開示」と決定された文書（『英語面接評価票』）が、某大手受験予備校の資料室に全面開示の形で提供されているという事実が判明しました。情報漏えいすら疑われる、ずさんな情報管理が明らかになっています。こうした事実は、教育委員会の説明する「おそれ」が何の根拠もないものであることを示すとともに、教員採用選考事業の密室性が高く外部からのチェックが働きにくいいため、ずさんな事業実態が放置されている状況にあることを示しています。

教員採用選考事業における情報公開をさらに進め、詳細な成績を受験者本人に開示することは県民からの学校教育への信頼性を高めるためにも必要不可欠であり、行政の責務であると考えます。

以上、補佐人からの意見陳述とします。

平成22年10月15日

滋賀県個人情報保護審議会 御中

補佐人 石田 孝浩

## 意見陳述要旨

審査請求人である 氏の同僚から寄せられた手記を代読する形で、意見を述べさせていただきます。

\*

私は、審査請求人が臨時講師をしている学校の同僚として、意見を述べます。

審査請求人は現在、自閉症との重複障害児童の担当をしています。児童は4月入学当初、自分の好むものがあるところへ飛んで行き、その場で何度も同じ行動を繰り返していました。審査請求人は、その行動に寄り添いながら、まずは危険を回避することに努めました。その後、児童の願い（やりたいことや行きたい所）をつかみ、見通しがもてるように視覚的な教材を準備し、丁寧に提示しながら語りかけ、共有できるサインを作ってきました。現在では、児童はその写真やサインを使って、自ら行動を調整したり、要求を伝えたりすることができるようになってきています。また、保護者の要望に対しても受け止めながら、教育のねらいや内容を示し、合意の形成に日々努力しています。片時も目を離すことのできないことを実感している児童の母親の信頼もあつく、運動会に参加をしてくれた父親からも、「本児の思いを大切にしながら、しっかりと関わってもらい、安心して見ていられた」という感想を聞いています。また、他の児童たちとも関わり、休憩時間や放課後などに一緒に遊ぶなどして慕われています。

昨年度は6年生の学級担任として、教科や学級指導に取り組んできました。学年の担任団との話し合いや確認、児童が生活している寄宿舎との連携も重視してきました。学力的にしんどい児童には、放課後にも学習時間を設定して、学力補充に努めてきました。自分の授業が十分でないと思えば、他の教師の授業を参観したり、師範授業を依頼したりして教材研究にも熱心に取り組んできました。また、指導上困難をかかえる児童にも忍耐強く関わってきました。今も卒業生から声がかかり、親しまれています。

校務分掌や行事の担当も積極的に引き受け、教職員として十分な責任感と資質をもって日々の教育活動を行っています。

特別支援学校の臨時講師は、心身ともに厳しい勤務実態の中で努力し、勤務時間終了後に自主的な勉強会を開くなどして、誘い合って採用試験への準備をしています。審査請求人の受験結果を知ったときに、私たちは驚きました。不合格になった理由が分からないからです。日ごろ同じ職場で働いていれば、個々人の特性も力量も構えもそれなりに分かってきます。保護者からの声も耳にします。そのどれをとってみても、採用試験の結果とは結び付かず、納得できません。私たちも不合格の理由を明らかにしてほしいと願っています。

県教育委員会には、結果を詳細に公開し、判断の基準を示していただきたいと思います。そして、真に児童・生徒の成長・発達に責任をもって教育に携わろうとし、すでに臨時講師としての経験の中でその責務を十分果たしている人たちの採用を、公平に行っていただくことを希望します。